

7 同法第16条第1項の規定による地すべり防止区域に関する調査等のための土地の立入り又は一時使用		○					
8 同法第18条第1項の規定による地すべり防止区域内における行為の許可 (一) 同法第3号又は第5号に掲げるもの (二) (一)以外のもの			○			○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
9 同法第20条第2項の規定による地すべり防止区域内における行為についての協議等との協議		○					
10 同法第21条第1項の規定による許可の取消し等 (一) 8により許可したものに係るもの (二) (一)以外のもの			○			○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
11 同法第21条第2項の規定による許可の取消し等		○					
12 同法第21条第5項の規定による補償金額の負担の決定		○					
13 同法第22条第1項の規定による地すべり防止施設の管理者からの報告の徴収及び当該施設への立入検査						○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
14 同法第23条の規定による地すべり防止施設の改良等の措置の命令		○					
15 同法第24条第1項の規定による市町村における関連事業計画の作成についての市町村への勧告		○					
16 同法第24条第3項の規定による関連事業計画についての市町村長との協議		○					
17 同法第25条の規定による兼用工作物の管理に要する費用の負担についての他の工作物の管理者との協議		○					
18 同法第26条第1項の規定による他の工事等により必要を生じた地すべり防止工事の費用の負担の決定		○					
19 同法第26条第3項の規定による他の工事等により生じた地すべり防止工事の費用の負担の決定		○					
20 同法第26条の規定による漁港の区域		○					

	における地すべり防止工事の施行についての施設管理者等との協議								
	21 同法第19条の規定による報告又は資料の主務大臣への提出								
九 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第5条第1項の規定による調査のための土地の立入り又は一時利用								
	2 同法第5条第9項（同法第17条第2項において準用する場合を含む。）の規定による調査のための立入りに伴う損失の補償についての協議								
	3 同法第6条の規定による急傾斜地崩壊危険区域の標識の設置								○ 地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	4 同法第7条第1項の規定による急傾斜地崩壊危険区域外において行おうとする行為の許可 (一) 同項第2号に掲げる行為に係るもの (二) (一)以外のもの								○ 地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	5 同法第8条第1項の規定による許可の取消し等の監督処分 (一) 4の(一)に係るもの (二) 4の(二)に係るもの								○ 地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	6 同法第9条第3項の規定による急傾斜地崩壊防止工事の施行その他の必要な措置をとるべき旨の勧告								
	7 同法第10条第1項の規定による急傾斜地崩壊防止工事の施行の命令								
	8 同法第11条第1項の規定による急傾斜地崩壊危険区域内の土地への立入検査								○ 地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	9 同法第17条第1項の規定による県営工事のための土地の立入り又は一時利用								○ 地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	10 同法第18条第3項の規定による急傾斜地崩壊防止工事に伴う損失の補償についての協議								
	11 同法第26条の規定による急傾斜地崩壊危険区域内の土地の所有者等からの報告の徴収								

十 鳥取県補助金等交付規則に基づく知事の権限に属する事務	1 鳥取県補助金に係る事務			<input type="checkbox"/> 鳥取県土整備局長 日野総合事務所長																																																					
略					略																																																				
建築課																																																									
					<table border="1"> <tr> <td data-bbox="794 387 884 454"> 一 営繕工事に係る知事の権限に属する事務 </td> <td data-bbox="884 387 1043 2007"> 1 営繕工事に係る起工の決定 (一) 請負対象設計金額(請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。建築課の項の及び二において同じ。)が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 建築工事に係るもの (イ) 工事費が6,000万円以上の工事に係るもの (ロ) 工事費が6,000万円未満の工事に係るもの a 特殊な技術を必要とする工事又は営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの b a以外のもの (a) 鳥取県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (b) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの (c) 米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの ロ 設備工事に係るもの (イ) 工事費が2,000万円以上の工事に係るもの (ロ) 工事費 </td> <td data-bbox="1043 387 1075 2007"> <input type="checkbox"/> </td> <td data-bbox="1075 387 1107 2007"> <input type="checkbox"/> </td> <td data-bbox="1107 387 1139 2007"> <input type="checkbox"/> </td> <td data-bbox="1139 387 1171 2007"> <input type="checkbox"/> </td> <td data-bbox="1171 387 1203 2007"> <input type="checkbox"/> </td> <td data-bbox="1203 387 1235 2007"> <input type="checkbox"/> </td> <td data-bbox="1235 387 1267 2007"> <input type="checkbox"/> </td> <td data-bbox="1267 387 1299 2007"> <input type="checkbox"/> </td> <td data-bbox="1299 387 1331 2007"> <input type="checkbox"/> </td> <td data-bbox="1331 387 1362 2007"> <input type="checkbox"/> </td> <td data-bbox="1362 387 1388 2007"> <input type="checkbox"/> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="794 1261 884 1294"></td> <td data-bbox="794 1294 1043 1619"></td> <td data-bbox="1043 1261 1075 1294">○</td> <td data-bbox="1075 1261 1107 1294"></td> <td data-bbox="1107 1261 1139 1294"></td> <td data-bbox="1139 1261 1171 1294"></td> <td data-bbox="1171 1261 1203 1294"></td> <td data-bbox="1203 1261 1235 1294"></td> <td data-bbox="1235 1261 1267 1294"></td> <td data-bbox="1267 1261 1299 1294"></td> <td data-bbox="1299 1261 1331 1294"></td> <td data-bbox="1331 1261 1362 1294"></td> <td data-bbox="1362 1261 1388 1294"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="794 1485 884 1518"></td> <td data-bbox="794 1518 1043 1619"></td> <td data-bbox="1043 1485 1075 1518">○</td> <td data-bbox="1075 1485 1107 1518"></td> <td data-bbox="1107 1485 1139 1518"></td> <td data-bbox="1139 1485 1171 1518"></td> <td data-bbox="1171 1485 1203 1518"></td> <td data-bbox="1203 1485 1235 1518"></td> <td data-bbox="1235 1485 1267 1518"></td> <td data-bbox="1267 1485 1299 1518"></td> <td data-bbox="1299 1485 1331 1518"></td> <td data-bbox="1331 1485 1362 1518"></td> <td data-bbox="1362 1485 1388 1518"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="794 1619 884 1653"></td> <td data-bbox="794 1653 1043 2007"></td> <td data-bbox="1043 1619 1075 1653">○</td> <td data-bbox="1075 1619 1107 1653"></td> <td data-bbox="1107 1619 1139 1653"></td> <td data-bbox="1139 1619 1171 1653"></td> <td data-bbox="1171 1619 1203 1653"></td> <td data-bbox="1203 1619 1235 1653"></td> <td data-bbox="1235 1619 1267 1653"></td> <td data-bbox="1267 1619 1299 1653"></td> <td data-bbox="1299 1619 1331 1653"></td> <td data-bbox="1331 1619 1362 1653"></td> <td data-bbox="1362 1619 1388 1653"></td> </tr> </table>	一 営繕工事に係る知事の権限に属する事務	1 営繕工事に係る起工の決定 (一) 請負対象設計金額(請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。建築課の項の及び二において同じ。)が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 建築工事に係るもの (イ) 工事費が6,000万円以上の工事に係るもの (ロ) 工事費が6,000万円未満の工事に係るもの a 特殊な技術を必要とする工事又は営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの b a以外のもの (a) 鳥取県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (b) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの (c) 米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの ロ 設備工事に係るもの (イ) 工事費が2,000万円以上の工事に係るもの (ロ) 工事費	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			○													○													○										
一 営繕工事に係る知事の権限に属する事務	1 営繕工事に係る起工の決定 (一) 請負対象設計金額(請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。建築課の項の及び二において同じ。)が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 建築工事に係るもの (イ) 工事費が6,000万円以上の工事に係るもの (ロ) 工事費が6,000万円未満の工事に係るもの a 特殊な技術を必要とする工事又は営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの b a以外のもの (a) 鳥取県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (b) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの (c) 米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの ロ 設備工事に係るもの (イ) 工事費が2,000万円以上の工事に係るもの (ロ) 工事費	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																													
		○																																																							
		○																																																							
		○																																																							

	が2,000万円未満の工事に係るもの の a 特殊な技術を必要とする工事に係るもの b a以外のもの (a) 鳥取県地方国土整備局及び八頭地方国土整備局の管轄区域に係るもの (b) 倉吉地方国土整備局の管轄区域に係るもの (c) 米子地方国土整備局及び田野総合事務所管轄区域に係るもの	○		○	鳥取県地方国土整備局長				
2	管轄工事に係る設計の変更 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (1) 契約金額の2割以上の増減を伴うもの (2) (1)以外のもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 建築工事に係るもの (イ) 工事費が6,000万円以上の工事に係るもの (ロ) 工事費が6,000万円未満の工事に係るもの a 特殊な技術を必要とする工事又は管轄費に係る本庁舎及び議会兼の工事に係るもの b a以外のもの (a) 鳥取県地方国土整備局及び八頭地方	○	○	○					鳥取県地方国土整備局長

<p>a 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>b 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>c 米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>					○	鳥取地方県土整備局長
<p>5 営繕工事に係る土地、水面等の測量及び調査</p> <p>(一) 契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの ○</p> <p>(二) 契約の対象となる部分の金額が3,000万円以上1億円未満の工事に係るもの ○</p> <p>(三) 契約の対象となる部分の金額が3,000万円未満の工事に係るもの ○</p> <p>(1) 契約の対象となる部分の金額が2,000万円以上の工事に係るもの ○</p> <p>(2) 契約の対象となる部分の金額が2,000万円未満の工事に係るもの ○</p> <p>イ 特殊な技術を必要とする工事又は営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの ○</p> <p>ロ イ以外のもの ○</p> <p>(イ) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの ○</p> <p>(ロ) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの ○</p> <p>(ハ) 米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの ○</p>					○	鳥取地方県土整備局長
<p>6 営繕工事に係る設計又は監督の委託の決定</p> <p>(一) 契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの ○</p> <p>(二) 契約の対象となる部分の金額が3,000万円以上1億円未満の工事に係るもの ○</p> <p>(三) 契約の対象と</p>					○	米子地方県土整備局長

					なる部分の金額が 3,000万円未満の 工事に係るもの (1) 契約の対象 となる部分の金 額が500万円以 上の工事に係る もの (2) 契約の対象 となる部分の金 額が500万円未 満の工事に係る もの イ 特殊な技術 を必要とする 工事又は営繕 費に係る本庁 舎及び議会議 場の工事に係 るもの ロ イ以外のも の (イ) 鳥取地 方県土整備 局及び八頭 地方県土整 備局の管轄 区域に係る もの (ロ) 倉吉地 方県土整備 局の管轄区 域に係るも の (ハ) 米子地 方県土整備 局及び日野 総合事務所 の管轄区域 に係るもの	○				○ 鳥取地方県土 整備局長 ○ 倉吉地方県土 整備局長 ○ 米子地方県土 整備局長
					7 他部署の所管に係 る管轄工事の受託の 決定	○				
					6 管轄工事に係る 般競争入札又は指名 競争入札の執行 (一) 建設工事に係 るもの (1) 請負対象設 計金額が6,000 万円未満の工事 特殊な技術を 必要とする工事 又は営繕費に係 る本庁舎及び議 会議場の工事を除 く。)に係るも ので鳥取地方県 土整備局及び八 頭地方県土整備 局の管轄区域に 係るもの (2) 請負対象設 計金額が2億円 未満の工事(特 殊な技術を必要 とする工事又は 営繕費に係る本 庁舎及び議会議 場の工事を除く。)に係るもので 倉吉地方県土整 備局の管轄区域 に係るもの (3) 請負対象設 計金額が2億円 未満の工事(特 殊な技術を必要 とする工事又は 営繕費に係る本 庁舎及び議会議 場の工事を除く。)に係るもので 米子地方県土整 備局及び日野総 合事務所の管轄 区域に係るもの				○ 鳥取地方県土 整備局長 ○ 倉吉地方県土 整備局長 ○ 米子地方県土 整備局長	

			(二) 設備工事に係るもの (1) 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に特殊な技術を必要とする工事を除く。に係るもので鳥取県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (2) 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に特殊な技術を必要とする工事を除く。に係るものに倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの (3) 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に特殊な技術を必要とする工事を除く。に係るもので米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの 9 不動産登記法に基づく不動産の登記						○ 鳥取県土整備局長 ○ 倉吉地方県土整備局長 ○ 米子地方県土整備局長 ○ 地方県土整備局長
		二 営繕工事に係る鳥取県営工事執行規則に基づく知事の特権に属する事務	1 同規則第5条第1項又は第2項の規定による営繕の取扱 (一) 建築工事に係るもの (1) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあつては、当初の請負対象設計金額。以下(2)及び(三)において同じ。)が6,000万円以上の工事に係るもの イ 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの ロ 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの ハ 米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの (2) 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの イ 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの ロ 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの ハ 米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの					○ ○ ○ ○ ○	鳥取地方県土整備局長 倉吉地方県土整備局長 米子地方県土整備局長 鳥取地方県土整備局長 倉吉地方県土整備局長 米子地方県土整備局長

			<p>c 米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(2) 設備工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>米子地方県土整備局長</p> <p>鳥取地方県土整備局長</p> <p>倉吉地方県土整備局長</p> <p>米子地方県土整備局長</p>
			<p>3 同規則第5条(同規則第20条において準用する場合を含む。)の規定による最低単価の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億以上の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 特殊な技術を必要とする工事又は管理費に係る本庁舎及び議会議場の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>

					<ul style="list-style-type: none"> b 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの c 米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの 	○	倉吉地方県土整備局長
				(2) 設備工事に係るもの			
				イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの	○		
				ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの			
				(イ) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの	○		
				(ロ) (イ)以外のもの			
				a 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの		○	鳥取地方県土整備局長
				b 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの		○	倉吉地方県土整備局長
				c 米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの		○	米子地方県土整備局長
				4 同規則第10条第1項の規定による入札参加者の指名			
				(一) 請負対象設計金額が5,000万円以上の工事に係るもの	○		
				(二) 請負対象設計金額が5,000万円未満の工事に係るもの			
				(1) 建築工事に係るもの			
				イ 特殊な技術を必要とする工事又は営繕費に係る住宅及び団地の工事に係るもの	○		
				ロ イ以外のもの			
				(イ) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの		○	鳥取地方県土整備局長
				(ロ) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの		○	倉吉地方県土整備局長
				(ハ) 米子地方		○	米子地方県土

						方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの				整備局長	
						(2) 設備工事に係るもの イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの (1) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの b 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの c 米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの		○ ○ ○ ○ ○ ○			鳥取地方県土整備局長 倉吉地方県土整備局長 米子地方県土整備局長
						5 同規則第21条第1項の規定による見積書の提出者の決定 (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの (1) 特殊な技術を必要とする工事又は監理費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの (2) (1)以外のもの イ 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの ロ 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの ハ 米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの		○ ○ ○ ○ ○ ○			鳥取地方県土整備局長 倉吉地方県土整備局長 米子地方県土整備局長
						6 同規則第22条の規定による請負契約の相手方の決定 (一) 請負対象設計		○			

					<p>金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象額計金額が9,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象額計金額が9,000万円未満の工事に係るもの (1) 特殊な技術を必要とする工事又は営業費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの (2) (1)以外のもの イ 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの ロ 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの ハ 米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>	○	○			○	鳥取地方県土整備局長
				7 同規則第26条ただし書の規定による権利義務の譲渡等の承認 (一) 請負対象額計金額(請負契約の締結後に請負対象額計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象額計金額、以下建築費の取扱いにおいて同じ。)が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象額計金額が5億円未満の工事に係るもの	○	○					
				8 同規則第28条の規定による下請負者等に関する報告の要求 (一) 特殊な技術を必要とする工事又は営業費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの (二) (一)以外のもの (1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局に係るもの (2) 倉吉地方県土整備局に係るもの (3) 米子地方県土整備局及び日野総合事務所に係るもの	○	○			○	鳥取地方県土整備局長	倉吉地方県土整備局長 米子地方県土整備局長
				9 同規則第30条第1項の規定による工事の監督の委託 (一) 請負対象額計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象額計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費(請負契約の締結後に工事費を変更した場合にあっては、当初の工	○	○					

			及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの □ 請負代金の変更	○						
		13 同規則第36条第7項後段、第37条後段、第40条後段及び第40条の2第3項(同規則第38条第2項において準用する場合を含む。)の規定による必要な負担の決定 (一) 請負対象額が金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象額が金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの	○ ○ ○	○						
		14 同規則第39条第4項の規定による工事の内容の変更等 (一) 請負対象額が金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象額が金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 建設工事に係るもの (イ) 工事費が6,000万円以上の工事に係るもの (ロ) 工事費が6,000万円未満の工事に係るもの a 特殊な技術を必要とする工事又は官給賃に係る本庁舎及び議会兼の工事に係るもの b a以外のもの (a) 鳥取県地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (b) 倉吉地方県土整備局の	○ ○ ○ ○ ○ ○	○				○	鳥取県地方県土整備局長	○ 倉吉地方県土整備局長

								<ul style="list-style-type: none"> ○ 米子地方県土整備局長 ○ 鳥取地方県土整備局長 ○ 倉吉地方県土整備局長 ○ 米子地方県土整備局長 	
					15 同規則施行期日の規定による工事の内容の変更等 (一) 請負対象額が金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象額が金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 建設工事に係るもの (イ) 工事費が6,000万円以上の工事又は営繕費に係る本庁舎及び階	○ ○			

		会棟の工事に係るもの			
		(ロ) 工事費が6,000万円未満の工事に係るもの	○		
		a 特殊な技術を必要とする工事に係るもの			
		b a以外のもの			
		(a) 鳥取県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの		○	鳥取県土整備局長
		(b) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの		○	倉吉地方県土整備局長
		(c) 米子地方県土整備局及び日野総合事務所管轄区域に係るもの		○	米子地方県土整備局長
		□ 設備工事に係るもの	○		
		(イ) 工事費が2,000万円以上の工事に係るもの			
		(ロ) 工事費が2,000万円未満の工事に係るもの	○		
		a 特殊な技術を必要とする工事に係るもの			
		b a以外のもの			
		(a) 鳥取県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの		○	鳥取県土整備局長
		(b) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの		○	倉吉地方県土整備局長
		(c) 米子地方県土整備局及び日野総合事務所管轄区域に係るもの		○	米子地方県土整備局長